

【論文（特集：歴史的視野から見た現代中国経済）】

中国の会社の歴史的な性格：法人の二重性の視点から

川井伸一

【キーワード】会社、法人の二重性、支配権、利益分配権、企業組織

【JEL 分類番号】N85, P31

1. はじめに

本稿は、中国における会社制度の歴史的展開を検討することを通して、中国の会社企業の性格と特徴を明らかにすることを課題とする。中国ではいわゆる「現代的企業制度」を確立することが企業改革の主要な目標とされてきた。現代的企業制度とは、中国側の定義によれば、法人財産権を踏まえた法人制度、有限責任制、科学的規範的な企業管理制度を備えた「株式制企業」制度のことであるが、それは言い換えれば近代的な会社制度と実質的に同義である。この「現代的企業制度」の法律的基礎とされたのは1993年に公布、翌年施行された会社法である。以来、中国は近代的な会社制度を確立する努力を進めている。しかし、歴史的な視野でみるならば、中国が最初に西欧の会社制度をモデルにして会社制度を導入しはじめたのは既に一世紀以上も前のことであった。また中国で最初の会社法である「欽定大清商律・公司律」が制定されたのは1903年であった。その後中国はその近代化努力の一環として会社制度を設立し、会社法を制定し運用した経験をもつ。中華民国時期において1914年に「公司条例」、1929年に公司法がそれぞれ公布され、1946年に改正公司法が成立した。中華人民共和国時代の成立初期には旧会社法の廃止と新会社法の制定意図がみられた

ものの、実現せず、1950年代後半以降から30年近く会社制度は歴史の舞台から消滅した。法人としての会社制度が事実上復活したのは改革開放以後の1980年代であり、新会社法が制定されたのは1993年であった。その意味で、中国の会社制度の確立の試みは、19世紀末以来続く会社制度設立の近代化努力の歴史的プロセスの一つとしてみることができる。

さて、本稿は中国の会社制度の歴史的な性格を検討する。会社が法人としてどのような性格をもっていたのかについて、特に法人の二重性論の観点から歴史的に分析する。中国の会社はこの観点からみた場合にどのような性格として位置づけられるのか。

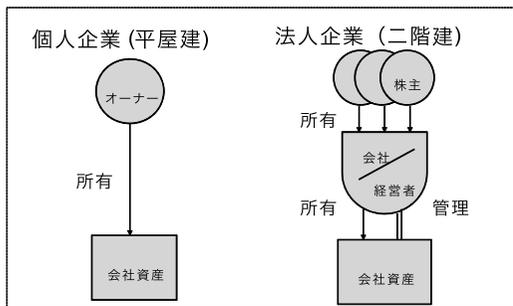
2. 会社法人の二重性と分析基準

中国の会社は歴代の会社法において法人として規定されたが、この法人はいわばモノとヒトとの二重性をもつ。つまり資本組織としての会社はそれ自体ヒトではなくモノであるが、法律上ヒトとしての権利と義務をもつ。この会社法人の二重性は、会社の性格に関するさまざまな論争と関連している。例えば、会社名目論と会社実在論、物的結合としての会社論と人的結合としての会社論に関する古典的議論、近年では会社はさまざまな契約の束であるとする会社契約論と会社従業員の集合体としての会社共同体

論、または、会社は出資者・所有者としての株主のコントロールを強調する株主権論（資本主義）と、会社従業員の会社へのコミットメントとそのコントロールを主張する従業員権論（人本主義）とのあいだの会社ガバナンス論争などがある。いずれの議論も会社法人のモノとヒトとの二重性に関連している。

この会社法人の二重性については岩井克人の議論が興味深い（岩井2002; 2003; 2005）。彼の比喩的な説明によれば、出資者⇒会社⇒会社財産の関係構造はいわば二階建ての建物であり、二階にあたる出資者⇒会社の関係に注目する場合に会社のモノとしての性格がたち現れ、一階にあたる会社⇒会社財産の関係に注目する場合に会社のヒトとしての性格がたち現れる（図1）。

図1 法人の二重性



（資料）岩井（2005，21ページ）

モノとしての会社は、支配株主に所有され、支配株主に従属する。支配株主はその所有株式を株式市場で売買することを通して会社を売却したり、他の会社を買収したりできる。その究極的な形態は一人所有の会社の場合であり、単独オーナー（法人または自然人）によって会社は支配される。株式市場を通じた会社の売買やM&Aが盛んなアメリカにおいては、会社代表である経営者は株主の代理人であり、経営者は株主利益の最大化を常に求められる。そこでは会社は株主のモノとしての性格が強く表れている。もちろん、このことはモノとして、つまり資産としての会社が重要でないということでは決していない。むしろ株主にとっての利益を高め

るために会社のモノとしての資産価値（株式価値）を高めることが株主と経営者にとって重要な目的となる。

他方、ヒトとしての会社は、契約の当事者、権限責任の主体として意識され、会社財産の所有者である（法人財産権）。この場合には、法人会社は株主から相対的に自立した存在となり、したがって会社の経営者は株主から相対的に自立して、会社を自らの意思で経営する。会社（経営者）は株主からの敵対的買収に対抗する意思のある主体として現れたり、または支配的株主（持株会社）として他の会社を子会社として支配したりすることもある。いずれの場合も会社のヒトとしての意思は明瞭である。従来、日本における広範な株式の相互持合いは会社（経営者）が株主から相対的に自立し、ヒトとしての性格を強め、自らの会社資産を所有しコントロールした。ここにおいては株式価値を高め株主へのリターンを最大化することではなく、むしろ会社自体の永続的発展と従業員の会社へのコミットメントが、また利益分配において株主への配当よりも内部留保が優先された。会社は株主のモノではなくて、会社従業員の「共同体」として意識されていた。

岩井はこのような比較から英米の会社法人はモノとしての性格が相対的に強く、日本の会社法人はヒトとしての性格が相対的に強いことを明らかにしている。

3. 分析方法と対象

さて、以上の法人の二重性の議論を踏まえて中国の会社の性格はどのように位置づけられるのであろうか。これにアプローチするにあたり、企業の所有権概念を参照して以下の分析基準を利用する。第1に株主の企業経営に対するコントロール権（以下、支配権）のありかたである。これは株式の公式の法的支配権を含みだけでなく、契約規定以外の経営意思決定に関する事実上の支配権を含める。第2に会社利益の分配のありかた。これは狭義には法的な支払義務を支

表1 法人の二重性と性格比較

法人の性格	モノとしての性格が強い	ヒトとしての性格が強い
支配権	株主による所有・支配強い	所有・支配は弱い（相互持合い）
利益分配権	株主利益の優先	内部者利益の優先
会社組織の性格	経営者は株主の代理人 会社資産の市場性強い（M&A）	経営者は従業員代表 市場性弱い，共同体的
具体例	米英の会社	日本の会社

（資料）岩井（2003；2005），ドーア（2007），伊丹（1987；2000）などを参照にして作成。

払った後の残余利潤の分配を指すが，さらには税引前利潤の分配を含めて考える¹。第3に企業組織の性格（経営者の位置，資産の市場性）のありかたである。経営者の位置づけとは株主所有者に対する経営者の経営自立性の程度を示す。また資産の市場性は企業資産の市場売買取引（会社支配権市場）の程度を示す。

このような基準から米英の会社と日本の会社を比較すると表1のような整理が一応可能となる²。

本稿では以上の基準から中国の会社をみた場合に，それはどのような性格のものとしてみることができるかを検討したい。

前述のように20世紀以降に一連の会社に関する法律・法規が制定された。本稿が検討する会社は原則としてこれらの会社法規に基づいて設立された会社を対象とする。1949年以前の会社法規における会社の性格づけは，①すべて法人であること，②合名会社，合資会社，株式合資会社，株式会社，有限会社の諸形態が設定されていた。後者の責任形態については合名が無限責任，合資が無限責任と有限責任の結合，株式会社と有限会社は有限責任である。1980年代以降の会社はすべて有限責任と規定されている³。

1 所有権概念として残余コントロール権と残余利益分配権に注目する議論がある（Hart 1995，ミルグロム・ロバーツ1997）。本稿はその概念を含め，さらに残余以前の，すなわち契約に基づくコントロール権と利益分配権をも含めて考えている。

2 日本の会社と米英の会社の比較論は数多くあるが，関連する主要な議論として岩井のほか伊丹（1987；2000），奥村（1991；2005），ドーア（2007），吉森（2001）などを参照。

近現代における中国の会社の数量動向を簡単にみておこう。表2は会社数の歴史的動向を示したものである。近代的企業形態としての会社は中華民国時代において次第に増加しているものの，企業総数に占める会社の比率はきわめて小さいものであった（1949年時点で1％に過ぎなかった⁴）。中華人民共和国時期においては，1950年代には大幅に減少，1957年以降から1979年までは消滅，1980年代以降は外資系企業を初めとして国有企業・民営企業の会社化再編の流れのなかで会社の数量は急拡大している。会社形態では1912～27年のあいだの会社登記数1,650のうち，株式会社1,304，無限会社234，合資会社66，株式合資会社31，独資15であった。

表2 会社数の変遷

年	会社数
1912	977
1920	660
1930	949
1935	2,404
1940	3,384
1945	5,181
1947	7,804
1949	11,298
1995	22.7万
2000	90.9万
2005	125.5万

（資料）張（2002，524頁），『中国经济年鉴』1996，2006年版。

3 中華民国期における会社法の歴史的変遷に関する詳細な検討は張（2002）を，また人民共和国期を含めた中国の各会社法の歴史的比較については川井（1998a）を参照されたい。

4 張（2002，524頁）。

また1947年6月時点の会社7,840社の内訳は株式会社6,083, 無限会社1,138, 有限会社457, 合資会社106, 株式合資20であった⁵。株式会社形態が最も多い。ただし, 人民共和国の1997年には株式会社5,865に対して有限会社は446,861と圧倒的に多くなっている。国内資本企業数に占める会社の比率は1995年の2.6%から2005年の35.9%に増大した⁶。

4. 会社の性格分析 (中華民国期)

会社法人の性格の二重性からみた場合に, 中国の会社はどのように理解できるものであろうか。ここでは2つの会社形態についてみてみたい。すなわち, 民営会社, 国有会社である。

1) 民営会社

第1に, 民営会社における法人の性格について。中華民国期には多くの民間資本企業が設立されたが, そのなかで会社法人形態を採用した企業をみてみたい。これら民営会社の圧倒的多数はいわゆる「家族会社」(張2002)であった。法律的には, 法人としての家族会社は旧来の個人企業とは異なる。建前上は株主の株式財産と会社の財産とは区別される。すなわち, 会社財産は会社法人の所有物であり, 株主の所有物ではない。

しかし, 実際には栄家企業(合資会社), 永安公司(株式会社), 南洋タバコ公司(合資, 後に株式会社), 大生企業(合資, 後に株式会社)などの代表的な民営会社の事例にみられるように, 創業者およびその同族による所有と経営の一体的支配が普遍的であり, 創業者およびその同族による経営支配が色濃くみられた。栄家企業の創業者である榮宗敬によるワンマン経営は, 程度の差こそあれ, 南洋タバコ公司の簡兄弟など他の多くの民営会社でも同様であった⁷。それ

は会社法人とはいえ, 伝統的な個人企業または合資企業の色を残していた。実際, 創業者である企業オーナーが会社資産に恣意的に介入し専断的に資産処分している事例は数多くみられる。所有者の企業に対する支配権は強力であったといえる。こうした現象は, 法人として法律上, 所有者と区別されていたものの, 所有者の家族資産と会社法人の資産との区別があいまいであり, その結果, 会社財産をあたかも株主の所有財産であるかのように意識し処理する傾向がみられた。こうした性格は海外華僑の家族経営にもほぼ共通してみられる点でもある。

次に, 株主に対する利益分配のあり方について。中華民国時期における全般的な資本不足のもとでは資本・資金の調達コストは相対的に高かった。そのなかで出資者も当時の金利条件のもとで相当の投資リターンを求めた。それは主として株主配当および定率配当(官利)からなっていた。まず株主資本配当率についてみると, 上海永安は4%から最大10%(1925, 26, 30~32年), 天津華新は2%から最大8%(1919~25, 29年), 青島華新は2%から最大18%(1921年)⁸, 大生紗廠2%から最大22%(1900年から1921年までの平均配当率は16.6%)であった⁹。また当期利益に占める配当比率(配当性向)は一般にきわめて高く, 上海永安で1922年から1936年までのうち12年間の平均配当性向は87.3%, 天津華新では1920年から1936年までのうち14年間で66.8%, 青島華新の1924年から1932年までのうち8年間で88.9%であった¹⁰。大生紗廠の場合は1900~21年の配当性向の平均は61.2%であった¹¹。さらに株主に対するリターンとして注目されるのが定率配当である「官利」の存在である。当時の中国の株式会社においては株主募集を有利に進めるために利益

5 張(2002, 524頁)。

6 『中国経済年鑑』(1996年版;1998年版;2006年版)。

7 施(2003, 76頁), 久保(2005, 261ページ),

黄(2006, 93, 95-97頁)。

8 久保(2005, 124, 128ページ)。

9 中井(1996, 371-372ページ)。

10 久保(2005, 124, 128ページ)より算出。

11 中井(1996, 375ページ)。

の有無にかかわらず毎年一定の株式利息を払う慣行があった¹²。官利の水準は出資当時の一年定期貸付金利に準じて設定され、それが総利益から優先的に出資者に配分された。通常の場合には大体年5～10%の水準で、大部分は7～8%前後の水準であった¹³。したがって、利益配当と定率配当をあわせると、投資額に占める事実上の配当比率、または総利益に占める出資者への配当比率は相当に高い水準であったといえる。1929年の会社法は会社の内部蓄積を促進する観点から官利に一定の制限をかけていたが、事実上は官利が一般的に実施されていた。このような利潤分配の動向は、会社資産の蓄積と自立的発展を阻害する条件となった¹⁴。以上、会社支配権と利益分配の面から株主の会社支配の強さをみた。

第3に企業組織の性格について。同族会社における経営者は同時に所有者でもあったから経営者の位置は明瞭であった。所有と経営の一致は株主＝経営者の経営決定権への関与を強化した。会社資産の処分決定も株主＝経営者の手に握られていた。当時においては株式市場が形成されていたとはいえ、株式市場を通じた他企業の吸収・合併(M&A)もきわめて不活発であった。当初の会社形態が合名や合資形態という閉鎖的な会社形態が多かったことも関係している。

12 官利は「股息」「股利」「保息」などとも呼ばれ、資金不足のもとで株主から資金調達を得るために株主に与える優遇措置であるが、この官利制度の問題性については中井(1996)、朱(2001;2003)、張(2002)第六章が詳細に論じている。朱(2001)は官利制度を歴史的な社会経済文脈のなかで位置づけ再評価している。

13 張(2002, 391頁)。

14 他方で、株主への配当金を抑制し内部蓄積を重視した永安、大興、晋華のような紡績業の同族企業も一部にみられたことにも注目したい(久保2005, 134-136, 260ページ)。その意味で同族の強力な支配権が利益分配(高配当・低蓄積を志向するか低配当・高蓄積を志向するか)に与える影響は一義的ではないが、当時においては高配当・低蓄積を志向する企業が多かったと思われる。

さらには当時の会社組織は会社法の形式に添いながらも伝統的な合股企業の性格を多少とも残していたことが注目される¹⁵。根岸は当時の株式会社の合股的性格について、①出資者の人的関係が狭く濃密なこと、②株式会社の組織が「合股の組織を丸映し」であり、③総経理が経営実権を掌握し、強い立場にあること、④利潤をほとんど社外に流出させることを指摘している(根岸1943)。中井が大生紗廠の事例で指摘したように、成立当時の支配株主は「株主共通の利害に立つべき組織としての会社を意識していない」状況にあった¹⁶。株主の財産と会社の財産とは明確に切り離されたものではなく、渾然一体であり、その結果、強力な株主＝経営者支配のもとで会社財産が私物化されるモラル・ハザードは程度の差こそあれ、不可避的であった。会社は出資者のための投資利益回収を最優先した組織手段であり、「資金をかき集める単なる道具」であった¹⁷。

会社組織において株主や経営者が同族的関係をもち、資本関係も閉鎖的、人的な性格を比較的強く持っていたが、他方で、企業全体の組織構成は一体的なものではなかった。一定規模以上の会社においては人事管理が統一的にはなされず、労働請負制にみられる仲介人ボスを通じた間接的な管理統制が多くなされており、したがって、企業組織は個別的な人間関係に基づく分裂的な性格、内部統合の欠如という性格を

15 合股企業とは、相互に熟知し信頼している地縁・血縁・知友関係者が出資して、等額に分割された株を一定額ずつ持ち合い、一定年限のもとに(普通一年または三年)事業を営む、法人格を持たない組合組織とされる。出資者は連帯無限責任を負うが、かれらの大部分は経営に直接関与せず、官利と経営成果配分後の配当(紅利)を取得することだけを期待した。合股の経営は企業活動の年限を限定しつつ、企業の利潤のほとんどを官利と利潤配当で出資者に還元し、企業の資本蓄積を困難にした(根岸1943, 中井1996, 347-351ページ)。

16 中井(1996, 356ページ)。

17 施(2003, 75頁)。

もっていた¹⁸。

以上の分析から、中華民国時期の民営会社は要するに、法人として自立的な存在ではなく、同族の所有と経営の一致を踏まえた支配のもとで、会社資産を出資者のための資産＝モノとして同一視し支配する傾向が強かったと考えられる。

なお、1930年代以降になると持株会社（Holding Company）や投資会社という新たな形態の会社が登場するが、これについては資料の制約もあり、ここでは割愛する¹⁹。

2) 国有会社

国有会社の所有者は政府各部門・機関である。単なる国営企業と異なる点はいずれも有限会社または株式会社の形態を採用していることである。特に1940年代以降は有限会社の設立を支援する法規が公布されたことも手伝って、国有企業の会社法人化が進んだ。この会社のガバナンス機構は会社法（1946年改正）の規定に基づいており、有限会社の場合は政府各部（または委員会）のもとに取締役会（董事会）と総経理を置き、株式会社の場合は株主大会のもとに取締役会と総経理を置く。取締役の任命権は所有者である政府各部当局がもつ。ここでは出資者の支配権と利益分配権および会社組織についてそれぞれみてみたい。資料的な制約から代表的な国有大会社である中国紡織建設公司（1945年設立）の事例を中心にとりあげる。

設立当初、中紡公司是政府機関とは自立した商業会社法人として構想されたものの、政府機関に対する会社法人の自立性はかなり限定されており、かつ時間の経過とともに政府機関の統制をより強く受け、経営の自立性は喪失していった（川井2001）。したがって、中紡公司是

法人として、取引契約の主体としてヒト的な存在であったものの、他方で単独の所有者である政府経済部・紡織管理委員会の統制下に置かれ、政府の経済政策の執行機関に変質していき、会社の経営権は大きく制約され、政府に支配される対象＝モノとしての性格を強めていった。この結果、自立した経営を求める会社経営者と政府経済部当局との摩擦は深刻化し、経営者の辞任問題に発展した。内戦の開始による戦時統制の強化のなかで、政府の会社に対する支配権はいっそう強化された。

また同会社の利潤分配においても支配株主たる政府への分配比率はきわめて高かった。例えば、1947年度の純利潤5,932億元に対して配当4,087億元、固定利息（官息）230億元、奨励福利基金1,022億元、積立金593億元であった。実に純利潤の73%が政府株主に分配された。内部留保に回されたのは27%にとどまった。仮に資本官利分（1400億元）を含めて総利潤の分配を考えるとすると、内部留保分は22%に低下する。総利潤の78%は出資者である政府に分配され、会社の設備投資のための内部留保はかなり限られたのである²⁰。こうした利益分配構造をみると、中紡公司是出資者である国家へのリターンを行なうことが最優先目標であり、公司自身の拡大発展のための内部留保は二次的な目標にすぎなかったことを示している。その他、中紡公司是政府の配給価格制度による綿製品の低価格販売および軍用綿布の供出に対する未払い等により多額の「損失」を被った。出資者としての政府は国策会社としての中紡公司の資産に対して搾取的であったといえる。

第3に会社組織について。経営者の経営自立性が中紡公司において次第に弱まり、事実上形骸化したために、経営者が政府当局の代理人の性格を強めたことは明らかである。会社資産の取引については国有有限会社であるため、会社自体の売買はいうまでもなく、資産の売買も実

18 方（1939, 3-20ページ）。村松（1975, 246ページ）。

19 この企業形態についてはさしあたり張（2002;2006）を参照。彼はこの企業形態を「企業公司」と呼んでいる。

20 川井（2001, 225-226ページ）。

行されなかった。ただし、「民営化」の方針のもとに1948年に株式の25%を民間に売却することを含む株式会社化が計画されたが、売却されたのは1.7%にすぎず、国家所有株は依然全体の98.3%を占め、国家支配の実態には変化はなかった²¹。また、中紡会社の組織編成は、旧来の中国の企業組織の特徴（内部統合の欠如）を克服し、近代的で統一的な経営組織や人事制度を進めたことは注目される（朱2003）。ただし、戦時統制下の経営悪化と従業員の給与水準の低さなどにより、従業員の流出が進んだことは会社組織を弛緩させた²²。

以上の分析から、中紡会社は法人会社として設立されつつも、出資者である政府に支配され、搾取される会社として、経営自立的な法人としての性格を失った。中紡会社は事実上、政府＝所有者に支配されるモノとしての性格を強めたといえる。こうした中紡会社の性格がどの程度一般的であったかについては資料的な制約から断定は困難であるが、計画統制下における資源委員会所属の国有企業・会社の経営も程度の差こそあれ、同様な性格をもっていたであろうと考えられる（鄭・等1991、程2006）。

5. 会社の性格分析（中華人民共和国期）

中華人民共和国初期の1950年代は一方で会社法人が継続され、株式会社としての投資会社の組織化が追求されたものの²³、次第に政府の計画統制を受け、会社法人が事実上抑圧され、会社は最終的にほぼ国営企業に再編されていく歴史的経過をたどる。

1) 計画経済期の国有企業

人民共和国の計画経済時期（1957～78）においては企業法人の性格が根本的に変化した。第

1に、前述したように、建国当初予定されていた会社法の制定が結局なされず、逆に会社法人の存在が事実上否定されたことである。国有会社は消滅し、国有（国営）企業にとって代わった。第2に、法人の財産権が否定されて国有企業の全財産は直接に国家政府の所有とされた（名目上は全人民所有）。第3に株式資本制度および株式会社の会計制度が社会主義に反するものとして否定された。第4に有限責任制が事実上否定されて国有企業は所有者である国家政府の事実上の無限責任制となった。この結果、資本責任制の概念とそれによる企業区分は消滅し、所有制区分による企業区分が一律的に適用された。したがって、計画経済期は会社法人の存在を前提として議論することはできない。以下では、国有企業の性格を同一の視点から検討してみたい。

第1に、計画経済期の国有企業はひとつの経済計算単位と位置づけられたものの、実際は政府部門の末端の工場・事業所として位置づけられ、企業の独立採算制は赤字に対する政府財政補填・保障により事実上否定された。国有企業の財産はすべて政府部門の所有とみなされた。ただし、当時の国有企業財産の所有権者は国家所有の名の下に実際にはいくつかの政府機関によって分割所有されていた。しかも政府機関のあいだの財産権関係は必ずしも明確なものではなかった。工業部の主管部門や財政部が主要な所有権者であったが、国有企業財産を統一的に管轄する単一の機関はなかった。企業を独立の法人とみないわけだから、法人の財産所有権も存在の余地がなく、国有企業は単純に国家政府の所有物と位置づけられた。政府当局は所有者代表として企業のすべての財産を処分する権限をもった²⁴。

21 張（2003, 67頁）。

22 川井（2001, 228-229ページ）。

23 人民共和国初期における投資株式会社については、武（1994）、川井（2006）を参照されたい。

24 計画経済システムはソビエト連邦のスターリン時期の計画経済をモデルとしたものであり、その理論的根拠とされたのがレーニンの「一国工場論」である。その発想は企業内の管理システムを国民経済全体に投影したものであった。他方で、日中戦争期の国民政府の資源委員会の

第2に、国有企業の利潤分配では原則としてすべての利潤が政府財政部に収められ、企業の留保分は認められなかった。企業が必要な資金は財政部の同意のもとに国家予算から計画的に配分された。

第3に企業組織について。国有企業の経営者は所有者である政府当局の代理人として、その経営裁量権はきわめて限られていた。企業資産はすべて政府の統制下の国有資産として、その移転や取引は厳しく制限され、国資資産の流動性は事実上、否定された。このなかで、企業組織は単なる経済組織ではなく、国家政策目的の実現、従業員の生活安全保障の提供が企業目的として設定され、したがって、経済的政治的社会的機能を包含する共同体の組織として編成された(木崎1995)。それは中華民国期の民間企業の内部的統合の欠如とは反対に、内部的統合を高めたものといえる(いわゆる単位社会)。しかし、企業組織自体は自立的存在では決してなく、政府行政の計画統制に従属した存在にすぎなかった。

以上から、計画経済期の国有企業は、そもそも法人としての存在ではなく、したがって企業の財産権という概念もなく、企業資産はすべて国有財産として強力な政府の支配下におかれていた。したがって、国有企業(=資産)は政府の所有するモノとして性格が顕著であった。もっとも、国有企業が一種の従業員共同体としての性格を与えられ、その枠内で人間関係の密度の高さ(内的統合性)を示した点は注目される。しかし、それは計画統制のもとで政策的に形成されたものであり、その共同体自体の自立性・自主性はきわめて弱いものであった。

2) 改革開放期の国有会社

1980年以降は外資系企業をはじめとして各所有制企業が次第に会社法人(有限会社や株式会

計画統制の経験が人民共和国への継承に対しより深い影響力を発揮したという主張も出されている(程2006, 140, 157ページ)。

社)として再編されていく過程が始まった。会社制度の歴史的復活である。ここでは国有株式会社の事例をとりあげるが、その前に1980年代の国有企業改革に及ぼした影響についてみておく。1980年代以降の国有企業は「放権譲利」の改革政策のなかで、次第に企業経営者はコントロール権と残余分配権を徐々に掌握していき、自立性を強めていく(川井1996)。表3にみられるように、1980年代を通して国有企業の付加価値に占める企業・従業員の分配比率が増加していき、他方で国家政府への分配比率は低下した。また、国有企業の企業化のなかで、従来の生活共同体的な性格に対する再編合理化(行政・社会機能の分離)が始まった。こうした改革による権限の再配分の過程を踏まえて、国有企業の会社化が特に1990年代以降に推進された。

表3 国有工業企業(予算内)の付加価値とその配分

(億元, %)

	企業純生産額	配分比率		
		国家	企業	従業員
1978	906.4	77.6	2.4	20.0
1984	1,354.2	63.5	8.6	28.5
1985	1,614.8	58.8	12.5	28.7
1986	1,720.8	56.6	12.2	31.2
1987	1,938.6	53.2	14.9	31.9
1988	2,345.2	50.2	16.9	32.9
1989	2,591.6	50.5	14.6	34.9
1990	2,656.5	51.7	9.2	39.1

(資料)黄(1993, 20頁)より作成。

1980年代以降の国有企業の法人化改革のなかで注目されることは第1に、1986年の民法により国有企業は法人として法的裏づけを与えられたこと、第2に1992年の経営メカニズム転換条例を経て1993年に法人財産権の概念が確立したことである。国有企業の財産所有権については1980年代においても計画経済期同様に政府所有の考えが依然として強く、法人の財産権概念はまだ確定されなかった。このため、国有企業への経営自主権の拡大が図られつつも、経営自主権の範囲は企業財産には及ばず、その企業財産

に関する権限は依然として政府当局の手に掌握されていたのである。1989年から1991年の政治と経済引き締め期間には国有企業の経営自主権の多くの部分が政府当局に回収される逆転が起こった。この意味で1993年の法人財産権概念の確定は画期的な意味をもっていたといえる。この結果、国有企業の財産権は、政府の株式所有権と法人の財産所有権の2つの財産権に明確に区分されたのである。

さて1993年の会社法に基づき、多くの国有企業は株式会社および有限会社として再編されたが、そこにおける法人の性格はどのようなものであろうか。

① 大規模企業の上場会社の場合

上場会社の9割近くは国有大規模企業を母体としてそれを再編したものである。一般に国有株式会社の株主構成は政府機関および国有企業に集中化されており、例えば上場会社の例では発行株式に占める国家株および国有法人株の比率はほぼ50～60%に達している。株主構成は次第に分散化傾向にあるとはいえ、筆頭株主の平均持株比率は44%の高水準にあった（1999年）。このように政府機関や国有企業が大株主として株式会社をコントロールするなかで、株式会社の法人財産の性格はどのようなものであろうか。ここでの顕著な特徴は、株式会社の法人財産権が十分に保証されておらず、法人財産権が支配株主に関連取引などで侵害される傾向が強いことである²⁵。

第1に、国有株式会社の支配的株主である国有企業は、その株式所有権の支配を通じて株式会社の経営を支配できるばかりでなく、人材、資金、モノ、情報などの経営資源の運用・取引において株式会社と不可分の一体的な関係をもっており、こうしたチャンネルを通して事実上株式会社を強くコントロールできる立場にあった。このような支配株主としての国有企業は多くの場合に企業グループの支配的な中核企

業（「集团公司」）としての位置を占めている。この点からすれば、上場株式会社の経営自立性は制約されたものであった。ただ、中国の上場会社の特徴のひとつは支配株主＝国有企業の支配と上場株式会社の内部者支配が基本的に重なっている点にある²⁶。ちなみに中国の上場会社の株主のあいだで株式の相互持合いは基本的にみられない。

第2に上場した株式会社の各種の関連取引において、資金が国有株式会社から関連企業、特に親会社の国有企業に純移転することが一般的であり、その意味で上場株式会社は関連企業にとって「資金の引出し機」の役割を果たしている。その財政的源泉は株式会社の株式上場により調達した膨大な資金であり、調達資金の大部分は株式会社の準備金として蓄積された。

第3に国有株式会社の利潤分配において無配当政策が優先的に採用された。1990年代はこの傾向が顕著で特に1997年から1999年にかけては無配企業が50%以上を占めた。（ただし有配企業の配当性向は90年代に20%台から80%台に上昇した）。1998年の無配企業の80%以上は利益のある企業で、欠損企業は17%にすぎなかった²⁷。利潤の株主還元が積極的に実施されず、その内部留保によって設備投資資金または関連取引の資産として留保された。中小の一般株主とは違って、支配的株主の国有企業にとっては、利潤配当による利益還元よりは投資による資産価値の拡大または関連取引による利益吸収のほうが大きなメリットがあった。

第4に、会社組織としては経営者が支配株主の代理人または内部者支配の代表としての役割を果たした。会社株式買収による企業支配権移転（M&A）は1994年の4社、1997年33社、2000年103社、2002年168社と増加しているが、件数

26 大株主支配と内部者支配との関連について両者の重合に注目した議論に川井（2003）がある。それはグループの中核企業（集团公司）を親会社としてもつ多くの上場会社に代表的にみられる。

27 以上は川井（2003、176-177、182ページ）。

25 川井（2003、151-157ページ）。

はまだ少ない²⁸。これまで国家株や法人株は株式市場での売買が停止されていたために、株式資産の流通性は限られたものであった。

以上のような状況は、上場国有株式会社は一定の自主権をもつものの、基本的に支配株主に支配され、また法人財産権が必ずしも保護されず、侵害されやすいことを示している。

他面で株式会社の無配当政策にみられるように内部留保を進めている点は注目される。その内部留保が将来の投資原資として使用されたとすれば、それは株式会社の資産拡大として積極的に評価できるだろう。しかし、その内部留保や資本準備金が支配株主を初めとする関連取引企業に流出している実態もあり、その点では支配株主や関連取引企業が上場企業の財産を「収奪」している面をみてとることができる。

他方で、上場株式会社は自ら法人株主としていくつかの子会社を抱えているのが一般的である。この面では株式会社は株式を所有し、子会社をコントロールするヒトとしての顔をもっている。しかし、前述のようにこの子会社との取引関係においても、上場株式会社から子会社への資金の純流出がみられ、その分株式会社の財産が収奪されている。

以上から、上場株式会社の性格は、より複雑で経営者の内部支配的現象がみられる点ではヒト的な性格を強めているともいえるが、全体的にいえば、上場会社が「現金引出機」であると支配株主にみなされていることに象徴されるように、相対的にはモノとしての性格が強いと考えられる。

② 小規模公有企業の場合

他方、小規模な国有企業と集団所有制企業の場合、一般には有限会社の形態をとっている。この有限会社への再編において、近年注目される現象は、経営者や管理者による自社株の取得(MBO, MEBO)である²⁹。これは旧来、会社

純資産を株式転換するにあたり従業員のあいだで株式の平均的割当をしたために、経営者の経営権が制約されていたことを反省して、所有権を増やすことにより経営支配権を強化し経営効率化を求めたものであった。事実上の私営化である。こうした企業の経営者支配の状況や利潤分配の状況については、現在データが手元にないので、上記の枠組みから分析はできない。オーナー経営者支配の方向が、内部蓄積重視のよる会社資産拡大の方向に向かうのか、それとも経営者による会社資産の収奪に向かうのか注目される場所である。恐らく郷鎮企業から出発して、その後大きく成長したような会社企業は、前者のタイプであろう。

③ 私営会社の場合

近年、私営企業が顕著に発展しているが、私営企業の法的形態としては元来、個人企業、共同企業(パートナーシップ)および有限会社の3つの形態が規定されていた。この間の趨勢として有限会社形態が急速に増えている。それは一面で会社法人の規範化が進んでいることを示している。しかし、有限会社形態の民営企業は、一般に規模が小さく(例えば、2002年の統計では1社当たり平均の従業員数は14.2人、1社当たりの登録資本額は128万円であった)³⁰、その出資者は家族、同族、友人などが大部分である。したがって、多くの場合に所有権と経営権は基本的に一致しており、オーナー経営者は経営に対する強力な支配権を掌握している。経営管理も同族的、人的関係に基づく場合が多い。したがって、会社財産は公式的には法人の所有ではあるものの、実際には創業者家族の所有物あると見られ、法人の財産権が確立しているとはいえない。

次に利潤分配の状況について。表4は1995年における私営企業の付加価値分配状況を株式会社企業・国有企業のそれと比較したものである。

28 上海証券取引所研究中心(2003, 186頁), 川井(2003, 172ページ)。

29 今井・渡邊(2006, 137-139ページ), 嚴(2000)。
30 張・明(2003, 11, 14頁)。

表4 各種企業の付加価値の配分（1995年）

	私営企業 ²⁾		株式制企業（有限会社・株式会社等）		国有企業	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
付加価値額	40.34	100.0	776.05	100.0	8,307.19	100.0
労働報酬	6.75	} 18.4	174.38	} 29.5	2,476.19	} 41.3
福利費	0.63		25.27		349.30	
退職金等	0.04		29.08		603.77	
税金総額 ¹⁾	7.23	17.9	208.84	26.9	2,563.17	30.9
付加価値税	3.87	9.6	127.75	16.5	1,422.46	17.1
利子支払い	3.21	8.2	102.33	13.2	1,256.06	15.2
純利潤	9.54	23.6	161.54	20.8	360.79	4.3

(注) 1) 税金総額は付加価値税を除く。

2) 私営企業は個人企業・共同企業・有限会社を含んでおり、会社企業だけの統計ではない。その点で正確ではないが、おおよその動向は分かる。

(資料) 第三次全国工業普查弁公室（1997, 51-53頁）、川井（1998, 74ページ）。

私営企業の付加価値に占める資本（利潤・利子）分配率が高く、労働分配率・課税分配率が低い状況を示している。

また私営企業の純利潤分配については、1993年の1,440企業における「典型企業」の事例では、再生産投入が67.4%、投資者配当が32.8%、1995年の2,564企業の統計によれば、再生産投入73.8%、投資者配当13.2%、1997年の1,171企業の統計では再生産投入が66.0%、投資者配当16.0%であった³¹。投資者配当を抑制し再生産投入比率がかなり高いことは、資産拡大の志向が強いことを示している。

第3に企業組織の性格については、オーナー経営者であること、企業資産の流動性については限定的であること、企業組織は企業主と従業員との関係は血縁・地縁・業縁などの個人的関係に基づいて比較的親和的であるようにみえる（家族的経営）。特に出資者と経営管理者とのあいだはそうである。他方、労働者との関係は規模にもよるが、市場関係による流動性が比較的高く（年間離職率は約10%から50%まで）、比較的ドライな雇用関係がみられる³²。したがって、内部的統合性や労働者のロイヤル

ティが高いとはいえない。

以上から、私営企業は会社の形態をとった場合でも、オーナー経営者による経営支配と生産用への内部留保率の高さがみられる。そこに会社資産の収奪ではなくて資産価値の増大志向がみられる点で注目されるが、個人企業の延長として会社はオーナー経営者の資産＝モノとして位置づけられる傾向がみられる。現在でも会社企業は必ずしも永続することを前提とするものではなく、それは「利益を作り出す器」にすぎないという意識が中国人実業家にみられる³³。

所有と経営の一体化、所有者と会社との一体化は同族所有者による経営支配に有利であり、積極的な場合には内部蓄積の拡大による企業成長をもたらす可能性をもつ。しかし、他方で所有者と会社の一体化は公私混同や有限責任の悪用などのモラル・ハザードの源泉ともなりうる。これは歴史的な問題でもあるが、近年、有限会社化の流れの中で、会社の資金で購入したものを支配株主が個人的に専有したり、会社が危なくなったら価値ある財産・現金を他に移転して計画倒産し、支配株主が有限責任を盾に債権者の追及を逃れたりするなどの事例が多く発生しているといわれる。恐らく、2005年の会社法改

31 中華全国工商業聯合会（2007, 34, 58, 89頁）。

32 川井（1998, 63-64ページ）。

33 遊川（207, 182ページ）。

正において「法人格否認の法理」が初めて規定された背景には以上のような事情があったと推測される。

6. おわりに

以上、中国における会社法人の性格について一定の視点から歴史的に考察してきた。まだ実証的な分析は不十分ではあるものの、以下のようによままとめることができると思われる。

第1に、会社の支配権の面では、中国の会社は私営であれ、国有であれ、所有者の比較的強い支配下に置かれてきた。計画経済期は会社概念が否定されたが、所有者による企業支配は極限まで進んだ。同族会社は家族オーナーの経営支配が顕著である。近年の上場株式会社の大部分も筆頭株主（国家・国有企業）の支配権のもとに置かれている。近年、株式所有構造の多元化、分散化がみられるものの、中国では日本にみられるような株式の相互持合いがほとんど形成されず、したがってその点からの経営権の自立の契機は弱い。中国でみられる上場企業の内部者支配現象は所有に基づく支配権が弱くなったことにもよるが、むしろ株主支配と一体となった経営者支配の表れという性格が強い。その意味で所有と経営は一体的なのである。

第2に、利益分配権の面では、多くの会社において支配的所有者が利益または残余利益を手に入れることを求めた。そして会社資産の増大よりも所有者またはその同族の利益を最大化する傾向がみられた。さらには会社資産を私的に収奪する現象もよくみられた。しかし、他方で残余利益を生産投資に向け、会社の拡大発展を追求する事例もオーナー経営者を中心にみられた。中華民国期にも一部でみられたが、近年の民間の会社においてより一層顕著にみられる。

第3に、企業組織の面では、所有者の財産と会社の財産との区別があいまいで、企業財産の取引市場はあまり形成されなかった。近年、企業買収は増えているものの、その絶対数は少ない。内部統合の欠如という戦前期の組織性格は、

その後、とくに計画経済期に改変され、内部統合の度合を大幅に強めた。しかし、それは企業の内外の境界をあいまいにし、政府支配のもとで経営外的機能を大幅に内部化し、一種共同体的な組織を形成させた。改革以降は経営外的機能を分離し、企業化の過程が進んでいる。他方で私営企業の組織は家族的紐帯を維持しつつも、経営者と労働者との関係は市場関係的であり、流動的である。

以上から、要するに中国の会社は法人としての二重性を形式的にはもつが、自立的な法人＝その代表としての経営者が会社財産を所有支配するというのではなく、所有者が経営者のコントロールを通して（または経営者と一体化して）会社財産を所有支配する傾向、つまりヒトとしての性格よりもモノとしての性格を強くもっていたと考えられる。

引用文献

〔日本語文献〕

- ドーア, R. (2007) 『誰のための会社にするか』岩波書店。
- 巖善平 (2000) 「郷鎮企業の所有制改革の展開と評価」『中国経営管理研究』中国経営管理学会, 創刊号。
- 方顕廷 (1939) (岡崎三郎訳) 『支那工業組織論』生活社。
- 今井健一・渡邊真理子 (2006) 『現代中国経済 4 企業の成長と金融制度』名古屋大学出版会。
- 伊丹敬之 (1987) 『人本主義企業』筑摩書房。
- (2000) 『日本型コーポレートガバナンス』日本経済新聞社。
- 岩井克人 (2002) 「株式会社の本質：その法律的構造と経済的機能」(大塚啓二郎・他(編))『現代経済学の潮流 (2002)』東洋経済新報社。
- (2003) 『会社はこれからどうなるのか』平凡社。
- (2005) 『会社はだれのものか』平凡社。
- 川井伸一 (1996) 『中国企業改革の研究：国家・企業・従業員の関係』中央経済社。
- (1998a) 「中国会社法の歴史的検討」(『戦前期中国実態調査資料の総合的研究』平成7—9年度科研費補助金(基盤研究A(1)))

- 研究成果報告書（研究代表 本庄比佐子）。
- (1998b) 『中国私営企業と経営：概況と資料』（愛知大学経営総合科学研究所叢書15）同所。
- (2001) 「中紡公司と国民政府の統制」（姫田光義（編）『戦後中国国民政府史の研究1945-1949年』中央大学出版部）。
- (2003) 『中国上場企業—内部者支配のガバナンス』創土社。
- (2006) 「共和国成立期における株式会社の試み：投資会社を事例として」（久保亨（編）『1949年前後の中国』汲古書院）。
- 木崎翠（1995）『現代中国の国有企業：内部構造からの試論』アジア政経学会（現代中国研究叢書）。
- 久保亨（1997）『20世紀中国の企業経営に関する歴史的研究』（平成8年度科研費補助金（基盤研究C（2））研究成果報告書）。
- (2005) 『戦間期中国の綿業と企業経営』汲古書院。
- ミルグロム, P.・J. ロバーツ（1997）（奥野・他訳）『組織の経済学』NTT出版。
- 村松祐次（1975）『中国経済の社会態制』東洋経済新報社。
- 中井英基（1996）『張謇と中国近代企業』北海道大学図書刊行会。
- 根岸信（1943）『商事に関する慣行調査報告書：合股の研究』東亜研究所。
- 奥村宏（1991）『法人資本主義：「会社本位」の体系』朝日新聞社。
- (2005) 『会社は誰のものでもない』ビジネス社。
- 程麟蓀（2006）「国民政府資源委員会とその人民共和国への遺産」（久保亨（編）『1949年前後の中国』汲古書院）。
- 游川和郎（2007）『中国を知る』日本経済出版社。
- 楊天溢（1981）「中国の家族原理と企業者活動」（土屋守彰・森川英正（編）『企業者活動の史的展開』日本経済新聞社）。
- 吉森賢（2001）『日米欧の企業経営：企業統治と経営者』放送大学教育振興会。
- 〔中国語文献〕
- 第三次全国工業普查办公室（編）（1997）『中華人民共和国第三次全国工業普查資料彙編（綜合・行業卷）』中国統計出版社。
- 黄漢民（2006）『榮家家族企業的公司制度改革』（劉2006）。
- 黄宇光（1993）「改革時国家与企業分配關係研究」『中国工業經濟研究』第7期。
- 劉蘭兮（主編）（2006）『中国現代化過程中的企業發展』福建人民出版社。
- 上海証券取引所研究中心（2003）『中国公司治理報告（2003年）』復旦大学出版社。
- 施正康（2003）「近代中国对公司制度的認知及実践結果」（張・陸2003）。
- 武力（1994）「建国初期の股市和長期資金市場的設想」『國際金融研究』第1期。
- 張厚義・明立志（2003）（梁伝運（主編）『中国私営企業發展報告No. 5』社会科学文献出版社）。
- 張忠民（2002）『艱難的變遷—近代中国公司制度研究』上海社会科学院出版社。
- (2003) 「略論戦後南京政府国有企業の国有股份減持」（張・陸2003）。
- (2006) 「略論抗戰時期内地省区企業公司的制度特徵」（劉2006）。
- 陸興龍（主編）（2003）『企業發展中的制度變遷』上海社会科学出版社。
- 鄭友揆・程麟蓀・張伝洪（編）（1991）『旧中国的資源委員会；史実与評価』上海社会科学出版社。
- 中国企業史編輯委員会（編）（2004）『中国企業史—近代卷』企業管理出版社。
- 中華全国工商業聯合会（編）（2007）『1993-2006中国私営企業大型調査』
- 朱婷（2003）「論中紡公司人事制度中の人材培養機制」（張・陸2003）。
- 朱蔭貴（2001）「引進与变革：近代中国企業官利制度分析」『近代史研究』第4期。
- (2003) 「論近代中国股份制企業中制度的中西結合」（張・陸2003）。
- (2006) 「試論近代中国国家資本股份制企業的三種類型」（劉2006）。
- 〔英語文献〕
- Hart, O. (1995) *Firms, Contracts and Financial Structure*, Oxford, Clarendon Press.
- Kirby, W. (1995) “China Unincorporated: Company Law and Business Enterprise In Twentieth-Century China,” *Journal of Asian Studies*, Vol. 54 No. 1.
- （かわい しんいち・愛知大学経営学部）

Historical Character of Chinese Company : from a Viewpoint of the Duality of Legal Person

Shinichi KAWAI (Faculty of Business Administration, Aichi University)

Key Words: Corporation, Duality of Legal Person, Right of Control,
Claim of Residual Income, Corporate Organization.

JEL Classification Numbers: N85, P31.

This paper addresses historical character of Chinese companies from a viewpoint of the duality of legal person. Company has been specified as a legal person by company laws in China. A legal person has dual character of goods as well as person. Company as property or a capital organization is not a person but goods in itself, but it has the same judicial right and duty as a natural person. In analyzing the character of Chinese companies in terms of the duality, the following three standards are applied in this paper. First is control right of a company, which is defined as a judicial or de facto right of control of corporate management by its shareholders. Second is distribution right of corporate profits or added value. Third is organizational character of a company (that is, degree of autonomy of managers from shareholders, marketability of company's property and company itself). We study the nature of family business company, private company and state-owned company in China for the period of 20th century and conclude that although there has been the duality of person and goods in Chinese companies, element of goods was or has been stronger than that of persons. In this context, companies in China were and have been a tool for owners or owner=managers to raise and make money rather than a personal entity.